

平成 30 年度

## 新エネルギー・省エネルギー関連補助制度

問申生活環境課 A 1階 TEL(23)8706  
〒324-8641 大田原市本町1-4-1

市では、地球温暖化防止の推進や災害時の非常用電源の確保に資するため、次のとおり、各種エネルギー設備などの導入に関する補助を実施します。

名称	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	住宅用省エネ設備設置費補助金	クリーンエネルギー自動車購入費補助金
対象設備 対象車両	住宅用太陽光発電システム	①家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム) ②定置用リチウムイオン蓄電池	①電気自動車 ②燃料電池自動車 ③プラグインハイブリッド自動車(エンジンで発電した電力を車両外部に供給できるもの)
予算額	13,600,000 円(補助金ごとに件数指定はありません。)予算額に達した時点で、補助金の受付を終了します。		
補助金額	1kW 当たり 20,000 円(限度額 80,000 円)	1 基当たり補助対象経費(設備購入費+設置工事費)の 1/10(千円未満切捨て)または 100,000 円のいずれか少ない額。補助対象経費に消費税は含まない。 ※補助金の交付は、省エネルギー設備の種類区分ごとに、一の住宅に対して 1 回限り。	1 台当たり 100,000 円 ※補助金の交付は 1 人 1 台まで
補助対象者 (次の要件を全て満たす方)	①住宅に太陽光発電を設置した方または市内の太陽光発電付き住宅を購入した方 ②太陽光発電システムの設置場所に住所を有する方 ③同一世帯の方を含め、市税などを滞納していない方 ④同一世帯の方を含め、平成 16 年度以降本補助金を市から受けていない方	①住宅に対象設備を設置した方または市内の対象設備付き住宅を購入した方 ②対象設備の設置場所に住所を有する方 ③同一世帯の方を含め、市税などを滞納していない方 ④同一世帯の方を含め、平成 26 年度以降補助申請する住宅で同じ設備区分による補助金を市から受けていない方	①市内に住所を有する方 ②自家用自動車として使用する目的で、補助対象車両を新車で購入する方 ③同一世帯の方を含め、市税などを滞納していない方
補助要件 (次の要件を全て満たす事業)	共通要件 事業完了日(太陽光発電システムにおいては電力受給開始日、省エネ設備においては設備の保証開始日)から 90 日以内に申請書を提出すること  ①低圧配電線と逆潮流方式で連系すること ②系統連系を行ったことのない未使用品を設置すること ③太陽電池の最大出力の合計値が 10kW 未満であること	▶家庭用燃料電池の場合 ①国が実施する補助事業の設備規格に適合していること ▶蓄電池の場合 ①住宅に太陽光発電システムが設置されていること(蓄電池の設置に併せて太陽光発電システムを設置することも可) ②公称最大蓄電容量が 1kWh 以上のものであること ③太陽光発電システムと連系可能なものであること ④未使用品であること	①平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 29 日までの間に、補助を受けようとする車両の新規登録を完了すること ②車両の「使用の本拠の位置」が市内であること ③平成 31 年 3 月 29 日までに申請書を提出すること
提出書類	提出書類の詳細については、下記へお問い合わせいただくか、市ホームページで確認してください。		
申請時期	事業完了後に申請してください。		車両購入後に申請してください。
受付期間	4 月 2 日(月)～平成 31 年 3 月 29 日(金)		
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境課に持参または郵送してください。(窓口の業務時間：平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)</li> <li>代理人の方が申請手続を行う場合、委任状を添付してください。</li> <li>交付申請書などの様式は生活環境課に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。</li> </ul>		

### 固定資産評価員の選任

大田原市固定資産評価員の辞職に伴い、市議会 3 月定例会で同意を得て、4 月 1 日に後任として次の方が選任されました。

佐藤 雄一 氏(新任：大田原市浅香)

### 固定資産評価審査委員会委員の選任

大田原市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、市議会 3 月定例会で同意を得て、6 月 16 日に次の方が選任されます。

星 敏之 氏(再任：大田原市下石上)

※固定資産評価審査委員会委員の任期は 3 年です。

## 大田原市で実施しているお子さんの予防接種

市では、感染症の発生およびまん延を防ぐため、以下の予防接種を実施しています。

### 《定期接種》

種類	回数	対象月齢
ヒブ	4回	生後2か月から生後60か月に至るまでの間(生後2か月～5歳未満) ※接種開始年齢などにより接種回数は異なります。
小児の肺炎球菌感染症	4回	生後2か月から生後60か月に至るまでの間(生後2か月～5歳未満) ※接種開始年齢などにより接種回数は異なります。
B型肝炎	3回	1歳に至るまでの間(1歳未満)
ジフテリア・百日せき 不活化ポリオ・破傷風	4回	生後3か月から生後90か月に至るまでの間(生後3か月～7歳半未満)
B C G	1回	生後12か月に至るまでの間(1歳未満) ※標準的には、生後5か月から生後8か月未満の間に受けます。
麻疹風しん	2回	1期(1回目)…生後12か月～生後24か月に至るまでの間(1歳～2歳未満) 2期(2回目)…就学前1年間(平成24年4月2日生まれ～平成25年4月1日生まれの年長児)
水痘(みずぼうそう)	2回	生後12か月から生後36か月に至るまでの間(1歳～3歳未満)
日本脳炎	4回	《平成19年4月2日以降に生まれた方》 1期(1～3回目)…生後6か月～生後90か月に至るまでの間(生後6か月～7歳半未満) ※標準的には3歳から接種を開始します。 2期(4回目)…9歳～13歳未満 《特例措置》次の①または②に該当する方は、特例として不足分の接種が受けられます。 ①平成10年4月2日～平成19年4月1日生まれの方 →20歳未満まで ②平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの方 →9歳～13歳未満の間
ジフテリア・破傷風	1回	2期…11歳～13歳未満
ヒトパピローマウイルス 感染症(子宮頸がん)	3回	小学6年生～高校1年生相当年齢の女子 ※平成25年6月14日より、積極的な勧奨は行っていません。

### 《市が行政措置として行う法定外の予防接種》(一部助成)

種類	回数	対象年齢
ロタウイルス 胃腸炎 (いずれかを接種)	2回	ロタリックス(1価ワクチン) 生後6週の初日(生後42日)から24週の初日(生後168日)まで
	3回	ロタテック(5価ワクチン) 生後6週の初日(生後42日)から32週の初日(生後224日)まで
おたふくかぜ	1回	1歳以上6歳となる日の属する年度の末日までの間(1歳～年長児の3月31日まで) ※おたふくかぜにかかったことがなく、予防接種も受けていないお子さんが対象です。

問健康政策課 東1階 TEL(23)8975

## 大田原市行政改革推進委員会委員の募集

本市では、行政改革の推進に当たり、「行政改革推進委員会」を設置し、行政改革大綱の実施状況についての助言などをいただいています。このたび前委員の任期満了に伴い、新委員を次のとおり募集します。

●委員会の構成と役割…市民の方々からの公募委員および各種団体の代表者で構成されます。行政改革大綱に基づく実施状況についての調査・助言を行います。

●応募資格…市内在住で行政改革に関心があり、委員会(平日開催)に出席可能で、次にあてはまる方

①市内に住所を有する18歳以上の方、②本市の職員または議員でない方

●募集人数…5名 ●任期…2年(7月1日(日)～平成32年6月30日(火))

●応募方法…5月25日(金)までに申込書に必要事項を記入し、下記へ郵送またはご持参ください。(当日消印有効)

※申込書は、総務課および各支所にあります。また、市ホームページからダウンロードもできます。

●選考方法…選考委員会にて選考します。

問申総務課 **A**2階 〒324-8641 大田原市本町1-4-1 TEL(23)1111